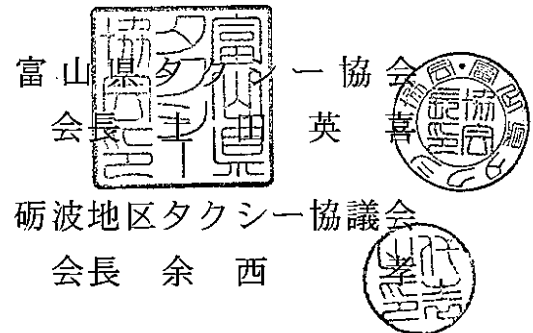


平成22年 7 月 8 日

南 砺 市 長

田 中 幹 夫 殿



特定地域指定の要望書

恭啓 新春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、平素から一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営につきまして、格別なご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、タクシーは、鉄道・バスなどとともに我が国の地域公共交通を形成する重要な交通機関でありながら、タクシー事業を巡っては、長期的な需要の減少にあるなかにあって、タクシー車両が増加していることから、収支基盤の悪化及び乗務員の労働条件の悪化等の問題が生じております。

こうした状況において、国土交通省は道路運送法に規定する緊急調整措置に至る事態を未然に防止するための運用上の措置として、全国の営業区域643地域のうち、供給過剰の兆候にある590地域を平成21年7月17日付けで「特別監視地域」に指定いたしました。

また、21年通常国会で成立した「特別地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の施行（10月1日）に伴い、供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通として



の機能を十分に発揮できない地域として（地方公共団体の長は、国土交通大臣に対し、特定地域の指定を要請することが可能）、全国 141 地域が指定されたところであります。

当地域の南砺市では平成 16 年 11 月に 8 つの町村が合併により誕生し、5 年を経過するところでありますが、タクシー事業の営業区域は旧東砺波郡城端町ほか 6 町の区域（南砺市 A 地区）と旧西砺波郡福光町（南砺市 B 地区）の 2 区域に分かれていることから、新規事業者の参入が比較的容易となっております。

仮に当該地域に新規参入の事業者が発生した場合、運賃料金の値下げ競争や乗務員の労働条件の悪化等を招く恐れがあるほか、これまでそれぞれの地域においては、節度ある需給バランスをもって実施していますが、不適切な事業運営の下で行われる供給の拡大についても懸念され、公共交通機関としてのタクシー事業の維持が困難となります。

また、当該地域では、利用者の皆様に対し、更なる快適な輸送サービスを提供するとともに安全で信頼されるタクシーとしての地位の向上に努めるため、日夜惜しまぬ努力を重ねているところでありますが、もし新規参入がなされた場合、既存事業者の健全な事業経営の維持ができない状況に陥りかねません。

つきましては、当該営業区域を供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できない地域として「特定地域」に指定するよう、国土交通大臣に対し要請いただきたく、伏してお願い申し上げます。

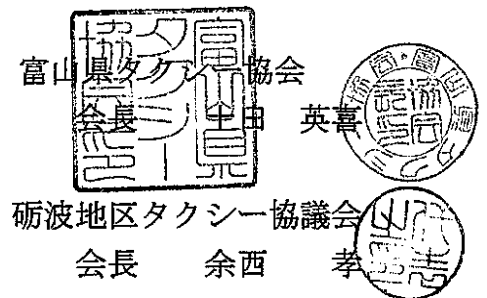
なお、2 地域のタクシー営業区域については、南砺市として統合していただきたい旨、ご当局に請願しているところであります。

敬具

平成21年11月4日

北陸信越運輸局長

後藤靖子 殿



請 願 書

貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、別添資料 NO.1 に記載の通りタクシー業界を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、これが背景となり、平成21年10月1日「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたものと認識致しております。

年々収縮を続ける需要と供給過剰の中で県内タクシー業者は各社懸命の企業努力にて業態維持に努めておりますが、しかし、多くの業者が赤字体質になっており1社単独では打開策を見出せないのが現状です。

富山県内で特定地域に指定された富山交通圏と高岡・氷見交通圏については、前述の「特別措置法」で今後ある程度経営環境が改善されると考えられますが、しかし、特に県内地方部の砺波地区（砺波市・南砺市・小矢部市・高岡市福岡町内に計12社）は、別添資料 NO.2 の通りここ1年間の統計（富山県タクシー協会輸送実績調）でも、1車当たりの平均運収が上記の富山、高岡・氷見地区と比較して大きく下回っており、もし可能なものならば当地区も「特定地域」に指定して頂きたいとの思いを持っております。

この現実下にあつて、去る平成21年9月30日付けで、当地区内の南砺市城端町に本社を置くS社が「法人タクシー新規認可申請」を提出したとの情報を得ました。

同町内に本社のある既存タクシー会社はじめ砺波地区内のタクシー会社は、別添資料 NO.3 の通り平成13年度と平成20年度を対比した場合、売上が総体で13.4%減少しており、この中で自主的に減車を進めるなどの自助努力と業界秩序維持を図ってきました。このような状況のもとでの新規参入は、各社の更なる経営疲弊化、ひいては乗務員の労働条件悪化という事態を招くばかりではなくタクシー業界の存続をも危うくするものと考えます。

つきましては、当地区の実情をご賢察のうえご高配頂きますよう、別紙の富山県タクシー協会及び砺波地区タクシー協議会会員連名にて、ここに請願書を提出するものです。

以上

請 願 書 署 名

富山県タクシー協会（富山市新庄町馬場２４－２）

会 長 土田 英喜



砺波地区タクシー協議会 会員（１２社）

社 名 となみ観光交通株式会社 （砺波市一番町１番１５号）
代表者 余西 孝



社 名 株式会社あい・あい （南砺市福野新町７７２）
代表者 萩原 正剛



社 名 チューリップ交通株式会社 （南砺市井波１５１５）
代表者 納村 茂



社 名 有限会社松島商店 （南砺市城端町１６４－１－１）
代表者 松嶋 外志



社 名 有限会社五箇山タクシー （南砺市下梨１７７５）
代表者 村上 嘉範



社 名 サクラ交通株式会社 （南砺市山斐１６３－１）
代表者 余西 孝



社 名 有限会社福岡タクシー （高岡市福岡町下蓑２３４４－１）
代表者 大西 章



社 名 福新交通有限会社 （高岡市福岡町福岡新１５２）
代表者 高嶋 他家夫



社 名 福光タクシー株式会社 （南砺市遊部８０１）
代表者 橋本 弘



社 名 株式会社石動タクシー （小矢部市本町６－８）
代表者 岩本 秀雄



社 名 有限会社小矢部交通 （小矢部市石動町１２－２０）
代表者 福原 和重



社 名 有限会社津沢タクシー （小矢部市津沢３１４）
代表者 田中 栄信



「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行等に伴い必要となる関係通達に定められる各種措置等（案）」について

○背景

タクシー事業については、長期的に需要が減少傾向にある中、地域によっては、タクシー車両数の増加などにより収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成20年12月に交通政策審議会より「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」と題する答申がなされ、これを受けて、第171回国会において、国土交通大臣が供給過剰の進行等の問題が見られる地域として指定する特定地域においてタクシー事業者等による自主的な減車や需要喚起を促進するとともに、事前届出制となっている増車を認可制とする等の措置を講ずる「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）」が成立し、平成21年6月26日に公布されたところである。

また、地域によっては、必ずしも全体としての需要拡大につながらず他社との旅客の奪い合いに終始するような過度な運賃競争が展開され、そうした競争の結果、その地域全体として、健全な経営を維持するための収入の確保が困難となり、運転者の労働条件の悪化等を招いている場合があり、タクシー事業を巡る諸問題の深刻化を招いている。

こうした問題への対策の必要性については、前述の交通政策審議会答申においても指摘されていることに加え、法の附則において道路運送法の運賃認可基準の読み替え規定が設けられたことなどを受け、本年4月に設置された「タクシー運賃制度研究会」より本年8月5日に「タクシー運賃の今後の審査のあり方について」と題する報告書が取りまとめられたところである。

これらの状況を踏まえ、今般、法を施行するとともに、適切な運賃の審査等が行われるようにするため、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置、法第11条第1項に規定する特定事業計画の認定要領について定めるとともに、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について所要の改正を行うこと等が必要となる。

別添資料NO.2

富山県内ブロック別輸送実績及び1車当たり平均売上(富山県タクシー協会輸送実績調参考)

(平成20年9月度～平成21年8月度)

(単位:収入・万円/1車当り・千円)

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	12ヶ月計	年平均
富山地区 (13社)	総収入	29,573	31,152	30,078	35,016	28,838	25,576	28,171	28,473	25,159	25,452	27,385	26,654	341,527	28,461
	総台数	477	477	477	476	477	479	479	480	466	465	462	462	5,677	473
	1車当平均	620	653	631	736	605	534	588	593	540	547	593	577	7,217	602
高岡・氷見地区 (15社)	総収入	13,701	14,870	14,495	16,815	14,261	12,541	13,686	12,720	12,369	12,485	13,101	12,888	163,932	13,661
	総台数	313	313	313	313	312	307	305	305	305	305	304	300	3,695	308
	1車当平均	438	475	463	537	457	409	449	417	406	409	431	430	5,321	444
下中地区 (15社)	総収入	9,026	9,505	9,421	11,387	9,411	8,029	8,706	8,436	7,903	7,767	8,270	8,832	106,693	8,891
	総台数	194	195	195	195	195	195	194	194	193	193	193	193	2,329	194
	1車当平均	465	487	483	584	483	412	449	435	409	402	428	458	5,495	458
砺波地区 (12社)	総収入	5,285	5,946	5,829	6,417	5,790	5,037	5,537	5,157	4,927	4,988	5,165	5,150	65,228	5,436
	総台数	151	150	151	150	151	150	148	148	148	149	146	145	1,787	149
	1車当平均	350	396	386	428	383	336	374	348	333	335	354	355	4,378	365

別添資料 NO.3

年度	営業区域	年度末 車両数	延実在 車両数	延実動 車両数	実働率 (%)	実車キロ (キロ)	総走行キロ (キロ)	実車率 (%)	営業収入 (千円)	実働1日1車当り	
										実車キロ(キロ)	営業収入(円)
平成 1 3 年度	砺波市B、南砺市A	18	5,902	4,599	77.9	259,771	527,108	49.3	89,132	56.5	19,381
	砺波市B、南砺市A	18	6,294	5,086	80.8	241,669	573,794	42.1	98,169	47.5	19,302
	砺波市B、南砺市A	7	2,799	2,254	80.5	105,704	231,146	45.7	44,136	46.9	19,581
	砺波市B、南砺市A	2	730	607	83.2	28,480	56,194	50.7	10,002	46.9	16,478
	小計	45	15,725	12,546	79.8	635,624	1,388,242	45.8	241,439	50.7	19,244
	南砺市B	18	6,570	5,195	79.1	224,496	463,611	48.4	89,348	43.2	17,199
		45	15,725	12,546	79.8	635,624	1,388,242	45.8	241,439	50.7	19,244

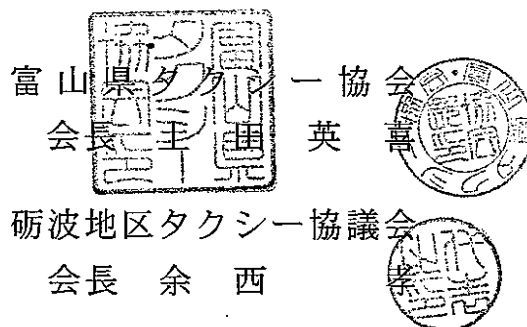
平成 2 0 年度	砺波市B、南砺市A	16	5,827	4,926	84.5	226,538	520,501	43.5	77,670	46.0	15,767
	砺波市B、南砺市A	16	5,840	4,919	84.2	172,414	456,791	37.7	68,729	35.1	13,972
	砺波市B、南砺市A	7	2,555	1,966	76.9	69,412	154,317	45.0	32,256	35.3	16,407
	砺波市B、南砺市A	2	730	448	61.4	16,647	35,878	46.4	6,115	37.2	13,650
	砺波市B、南砺市A	5	1,841	1,750	95.1	54,017	146,311	36.9	24,298	30.9	13,885
	小計	46	16,793	14,009	83.4	539,028	1,313,798	41.0	209,068	38.5	14,924
	南砺市B	11	4,015	3,117	77.6	164,544	342,382	48.1	70,724	52.8	22,690
		46	16,793	14,009	83.4	539,028	1,313,798	41.0	209,068	38.5	14,924

対比	砺波市B、南砺市A	102.2	106.8	111.7	104.6	84.8	94.6	89.6	86.6	75.9	77.5
	南砺市B	61.1	61.1	60.0	98.2	73.3	73.9	99.2	79.2	122.2	131.9
	合計	102.2	106.8	111.7	104.6	84.8	94.6	89.6	86.6	75.9	77.5

平成21年12月9日

北陸信越運輸局長

後 藤 靖 子 殿



請 願 書

晩秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、富山県のタクシー業界は、年々減少する需要と供給過剰の中で各社懸命に企業努力をし、経営維持に努めておりますが、100年に一度と言われる不況にタクシー業界を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

このような中で、10月1日から「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、少しでも厳しい状況が改善されればと期待しているところであります。

富山県砺波地区にあります南砺市は、平成16年11月に8つの町村（旧東砺波郡城端町・平村・上平村・利賀村・井波町・井口村・福野町・旧西砺波郡福光町）が合併し誕生したものであります。

合併後5年を経過するところでありますが、この間、タクシー事業の営業区域は旧東砺波郡城端町ほか6町の区域と旧西砺波郡福光町の2区

域に分かれ、行政区域が同一地域にもかかわらず利用客にも判り難い不合理なかたちで推移してきているところであります。

このように南砺市は一行政地域として5年を経過し、地域の連携が深まっていることから、タクシーの営業区域も同一としていただきたいと考えています。

なにとぞ、南砺市の現状及び経済状況等を斟酌いただき営業区域を統合していただきますようお願い申し上げます。

勿論、これまでどおり地域のタクシー需要につきましては、営業区域内6社協力し合い一丸となって応えてまいります。

請 願 書 署 名

富山市新庄町馬場 24-2

富山県タクシー協会

会 長 田 英 喜



南砺市山斐 163 番地の 1

サクラ交通株式会社

代表取締役 余 西



南砺市柴田屋 17 番地の 1

株式会社あい・あい

代表取締役 萩 原 正 剛



南砺市荒木 5333 番地の 13

福光タクシー株式会社

代表取締役 橋 本



南砺市山見 913 番地 2

チューリップ交通株式会社

代表取締役 納 村 茂



南砺市城端 164 番地の 1 の 1

有限会社松島商店

代表取締役 松 嶋 外 志



南砺市下梨 1775 番地

有限会社五箇山タクシー

取 締 役 村 上 嘉 範

